

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部研究科等番号・名称： 3 教育学部

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 教育水準 3. 教育方法 【判断理由】</p> <p>【原文】 「平成16～19年度の評価結果(判定)を変えうるような顕著な変化が認められなかったことから、判定を第1期中期目標期間における判定と確定した。」</p> <p>【申立内容】 平成16～19年度の評価結果(判定)を変えうる顕著な変化が認められたことから、判定を「期待される水準を上回る」として確定願いたい。</p> <p>【理由】 学生の履修コースについて、従来の5コース制を改め、より主体的な学習の促進を狙い、平成21年度より2コース制(教育学、教育心理学)へと抜本的に再編し、上学年の学生を“SA”(Student Assistant)として任命し、初年次学生への「個別相談」に当てた。SA制度は、学部1年次・2年次の学生において、主体的な学習を促す取り組みとして評価されている。 よって、平成20・21年度の実績は、平成16年度～19年度と比較して、顕著な変化があったと判断される。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 取組がなされていることは確認できるものの、当該取組の状況において、判定を変えうるような顕著な変化があったとは認められないため。</p>

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部研究科等番号・名称： 4 教育学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 教育水準 1. 教育の実施体制</p> <p>【判断理由】</p> <p>【原文】 「平成16～19年度の評価結果(判定)を変えうるような顕著な変化が認められなかったことから、判定を第1期中期目標期間における判定と確定した。」</p> <p>【申立内容】 平成16～19年度の評価結果(判定)を変えうる顕著な変化が認められたことから、判定を「期待される水準を上回る」として確定願いたい。</p> <p>【理由】 平成20年度、全国でも初めて、教育課程設計と教育測定評価の充実を目的に「教育設計評価専攻」を開設した。真の“学び”の回復を狙い、カリキュラムを設計し、その学びを評価・測定する知識・技術の開発研究と人材の育成を目的としている。 平成21年度、新専攻として初めて修了する学生は9名中7名が高等学校を主とする教員に採用され、新専攻開設の目標が社会的に認められたものと判断される。 よって、平成20・21年度には、平成16～19年度と比較し、新専攻を開設するという取り組みがなされ、実施体制において顕著な変化があったと判断される。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 取組がなされていることは確認できるものの、当該取組の状況において、判定を変えうるような顕著な変化があったとは認められないため。</p>

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部研究科等番号・名称：18・薬学部

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 教育水準 3. 教育方法 【判断理由】</p> <p>【原文】 上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、<u>平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。</u></p> <p>【申立内容】 平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうる顕著な変化が認められたことから、判定を「期待される水準を上回る」として確定願いたい。</p> <p>【理由】 平成18年度からの薬剤師教育6年制化に伴い、薬学部は6年制の薬学科と4年制の創薬科学科の2学科制になり、平成20年度から、少人数教育として、対話型、課題解決型、討論型授業等を充実させた。平成20, 21年度で新たに開講した薬学科の発展教育科目の30%の講義が対話型、課題解決型、討論型の形態をとっている。これはきわめて高い割合であり、研究指向型の高度な薬剤師を育成するに相応しい教育方法を採用していると考えられる。 その結果の第3者的評価として、平成21年度に実施された薬学共用試験に薬学科学学生の全員が合格するという目覚ましい成果を挙げている。したがって、教育方法において、平成16～19年度に比較して極めて大きな水準の向上があったと判断される。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 取組がなされていることは確認できるものの、当該取組の状況において、判定を変えうるような顕著な変化があったとは認められないため。</p>

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部研究科等番号・名称： 29 医工学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 教育水準 5. 進路・就職の状況 【判断理由】</p> <p>【原文】 「卒業（修了）後の進路の状況」については、博士前期課程の3割の学生が博士後期課程に進学し、<u>博士前期課程の7割の学生が企業等へ就職しているほか、修士課程では就職希望者は全員就職しているなどの相応な成果があることから、</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「卒業（修了）後の進路の状況」については、博士前期課程の3割の学生が博士後期課程に進学し、<u>博士前期課程の7割の学生が企業等へ就職しており、就職希望者は全員就職しているなどの相応な成果があることから、</u></p> <p>【理由】 1 文章内容を明確にしたため</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

学部研究科等番号・名称： 2 教育学部・教育学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 研究水準 1. 研究活動の状況 【判断理由】</p> <p>【原文】 「平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められなかったことから、判定を第1期中期目標期間における判定と確定した。」</p> <p>【申立内容】 平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうる顕著な変化が認められたことから、判定を「期待される水準を上回る」として確定願いたい。</p> <p>【理由】 外部資金の獲得状況については平成 20・21 年度には年平均約 88,048,000 円となり、平成 16～19 年度の 64,589,000 円と比較して約 36%と大幅に増加した。あわせて、研究の国際化、および全国規模の展開が実現した。 よって、平成 16 年度～19 年度と比較して、顕著な変化があったと判断される。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 取組がなされていることは確認できるものの、当該取組の状況において、判定を変えうるような顕著な変化があったとは認められないため。</p>

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

学部研究科等番号・名称：17 加齢医学研究所

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I. 研究水準 1. 研究活動の状況</p> <p>【原文】 平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。</p> <p>【申立内容】 平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうる顕著な変化が認められたことから、判定を「期待される水準を上回る」として確定願いたい。</p> <p>【理由】 2. 外部資金獲得額の顕著な増加：平成20, 21年度の平均外部資金獲得額は11億5千万円と平成16年～19年度と比較し約50%増加し、顕著な向上である。 3. 全国共同利用・共同研究拠点「加齢医学研究拠点」の認定：平成21年6月に全国共同利用・共同研究拠点として「加齢医学研究拠点」が新たに認定された。加齢医学では我が国に唯一の拠点であり、第三者的な評価結果により認定されたものである。研究活動として、顕著な変化に値する。 4. スマート・エイジング国際共同研究センターの新設：平成21年度補正予算（約8億円）を獲得し、当該センターを設置できたことは、顕著な研究活動に値する。 5. 最先端大型研究装置の整備拡充：7 TMRI装置、携帯型光トポグラフィ装置、脳磁計測装置の設置により、世界有数の脳イメージングセンターとなった。 以上のように、研究活動において平成20, 21年度は平成16年～19年度と比較して顕著な変化があったと第三者的にも判断される。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 取組がなされていることは確認できるものの、当該取組の状況において、判定を変えうるような顕著な変化があったとは認められないため。</p>

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

学部研究科等番号・名称：20 多元物質科学研究所

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I. 研究水準 1. 研究活動の状況</p> <p>【原文】 平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果(判定)を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。</p> <p>【申立内容】 平成16～19年度の評価結果(判定)を変えうる顕著な変化が認められたことから、判定を「期待される水準を大きく上回る」として確定願いたい。</p> <p>【理由】 全国共同利用・共同研究拠点「ネットワーク型研究拠点」の認定：ネットワーク型研究拠点形成プログラム申請を行い、極めて高い競争率を乗り越え平成21年6月に材料/計測系ネットワーク型としては唯一採択された。これは本研究所の研究活動・業績等が第三者的な評価結果により認定されたものであり、今後も新しい全国共同利用・共同研究拠点として活動し続けるものであり、研究活動としては、顕著な変化に該当すると判断される。</p> <p>研究活動の活発化：共同研究件数は平成19年度の57件から平成20年度103件、平成21年度120件へと飛躍的に向上した。その結果、全ての外部資金獲得額も平成16～19年度が1名当たり年平均1,516万円であったのに対し、経済状況の良くない環境下でありながら平成20年度は1,696万円まで向上し、諸般の事情を考慮すると著しい向上と判断される。</p> <p>その他数多くの大型プロジェクトが平成20,21年度に新規採択となり、平成16年～19年度の研究活動状況と比較し、大きな水準の向上があったと判断される。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 取組がなされていることは確認できるものの、当該取組の状況において、判定を変えうるような顕著な変化があったとは認められないため。</p>

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

学部研究科等番号・名称：20 多元物質科学研究所

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1. 研究水準 2. 研究成果の状況</p> <p>【原文】 平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。</p> <p>【申立内容】 平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうる顕著な変化が認められたことから、判定を「期待される水準を大きく上回る」として確定願いたい。</p> <p>【理由】 受賞件数の顕著な増加：平成16～19年度の受賞件数は年度あたり平均26件であったのに対し、平成21年度の文部科学大臣表彰科学技術賞(研究部門)に代表されるように評価の高い賞を中心に平成20年度36件および平成21年度45件まで最大80%近くも著しく増加している。これは第3者的な評価結果により認定されたものであり、顕著な変化に値する。</p> <p>研究業績の顕著な増加：世界的に評価の高い<i>Nature, Science, Nature Materials</i>などへの科学分野全般の世界的権威ある極めて優れたレベル(SS)の業績数は75件であり、平成16年～19年度と比較して2倍以上と著しく増加している。</p> <p>国際学会での招待講演数の顕著な増加：国際学会での招待講演数は、平成16～19年度113.8件/年であったのに対し、平成20～21年は年当たり149.5件と1.3倍も著しく増加している。</p> <p>以上のように研究成果において平成16年～19年度と比較して大きな水準の向上があったと判断される。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 取組がなされていることは確認できるものの、当該取組により判定を変えうるような成果が上がったとは認められないため。</p>